

国民健康保険「資格確認書」・「資格情報のお知らせ」の一斉交付について

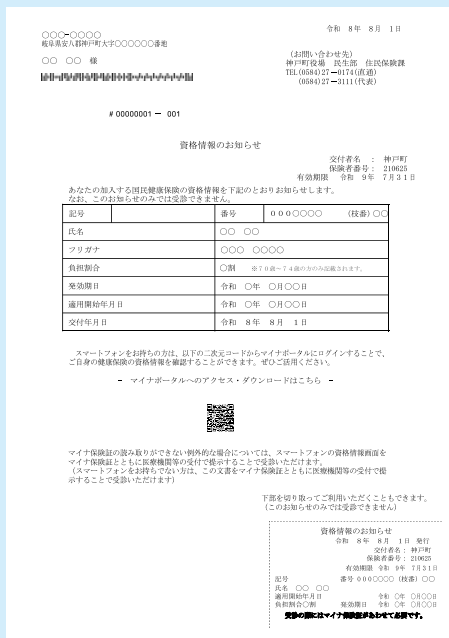
圏住民保険課 ☎27-0174

国民健康保険「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」をお持ちの方に、**7月24日（金）までに新しいものを順次送付**します。

期限切れの資格確認書等は、8月1日以降使用できませんので、悪用を防ぐため住所や氏名等が見えないように裁断し、ご自宅で処分してください。

マイナ保険証をお持ちの方には、**資格情報のお知らせ**が届きます！

普通郵便で世帯主宛に送付します。

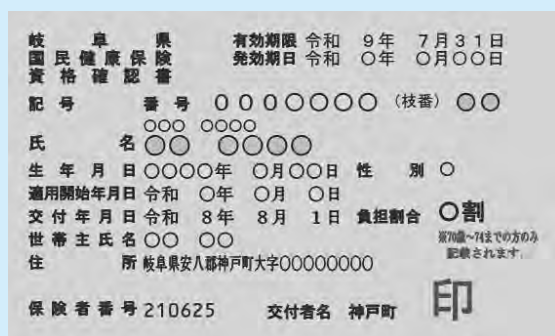


資格情報のお知らせ

- ・マイナンバーカードの健康保険証利用登録がお済みの方に、医療保険の資格情報を確認できるよう交付される書類です。大切に保管してください。
- ・資格情報のお知らせが届いた方は、マイナ保険証で医療機関等を受診してください。
- ・資格情報のお知らせ単体では受診等できませんが、顔認証付きカードリーダーの不具合など、何らかの事情で医療機関等でマイナ保険証を利用できない場合に、マイナ保険証とセットでご提示ください。

マイナ保険証をお持ちでない方には、**資格確認書**が届きます！

簡易書留で世帯主宛に送付します。



資格確認書

- ・マイナンバーカードをお持ちでない方、マイナンバーカードの健康保険証利用登録がお済みでない方に、申請によらず交付します。
- ・資格確認書を医療機関等の窓口で提示することで、これまでどおり受診等できます。